

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第十二号

平成二十一年  
三月十九日

木曜日

## 目次

### 教育委員会

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第十二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月十九日

山梨県教育委員会

委員長 古屋 知子

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十一年四月一日から平成二十三年九月三十日までの間における特例)

2 平成二十一年四月一日から平成二十三年九月三十日までの間における第九条の規定の適用については、同条中「(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)」とあるのは、「(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)及び技能労務職員の給与の特例に関する規則(平成二十一年山梨県規則第五十号)」とする。

### 附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番